

# 災害鍼灸支援ガイドライン

令和3年11月14日

公益社団法人 宮城県鍼灸師会

## 目 次

公益社団法人宮城県鍼灸師会	危機管理基本規程	3
第1章	総則	
第2章	平常時の対応	
第3章	緊急事態の対応	
第4章	雑則	
	附則	
公益社団法人宮城県鍼灸師会	緊急連絡網（令和3年12月現在）	7
公益社団法人宮城県鍼灸師会	災害鍼灸支援ガイドライン	8
第1章	概要	
	概要	
	目的	
第2章	災害医療支援基本方針	8
第3章	災害支援のための連携	9
第4章	危機管理委員会の活動	10
	平常時活動	
	災害時対応	
第5章	災害鍼灸研修	11
	研修目的	
	災害鍼灸研修	
第6章	災害支援鍼灸師と活動	11
	申請	
	登録・変更・辞退	
	平常時の役割	
	災害時の役割	
第7章	災害医療に対する鍼灸医療支援体制	12
	本県が被災地となった場合	
	他県が被災地となった場合	
	災害支援鍼灸師派遣に係る書類の提出	
第8章	災害鍼灸支援活動のフローチャート	13
第9章	災害鍼灸支援（ボランティア）活動受入のフローチャート	14
第10章	災害鍼灸ボランティア活動の実際	15
	持ち物	
	医療連携について	
	ボランティア活動の参考に	
第11章	災害鍼灸ボランティア募集要項とボランティア保険	17
	災害鍼灸ボランティア募集要綱	

第 12 章	ボランティア保険について <b>申込から活動終了までの流れ</b> メール・FAX による応募 本会事務所から登録内容の確認 活動期間・活動場所の確定 交通手段の確保 現地担当者との連絡（現地入り前日） 現地入り ボランティア登録 ボランティア活動を開始 活動上の注意 カルテへの記録【重要】 ボランティア活動終了 帰宅 ボランティア活動報告	18
第 13 章	<b>災害鍼灸支援活動受付票 様式 1～8</b> 様式 1-1 災害鍼灸ボランティア活動受付票（個人用） 様式 1-2 災害鍼灸ボランティア活動受付票（団体用） 様式 2 災害鍼灸ボランティア活動依頼受付票 様式 3 災害鍼灸ボランティア活動指示書兼報告書 様式 4 災害鍼灸ボランティア活動依頼受付台帳 様式 5 災害鍼灸ボランティア施術報告書 様式 6 災害鍼灸ボランティア活動報告書 様式 7 災害鍼灸ボランティア活動証明書 様式 8 避難所・仮設住宅ご担当保健師の方へ	21
第 14 章	カルテ <b>【初診】災害鍼灸ボランティア施術記録</b> <b>【再診】災害鍼灸ボランティア施術経過記録</b>	30

## 公益社団法人宮城県鍼灸師会 危機管理基本規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人宮城県鍼灸師会（以下「本会」という。）における危機管理に関する基本事項を定めることにより、本会が危機に迅速かつ的確に対応し、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

- (1) 鍼灸師及び会員の安全確保を図るとともに、公益社団法人としての社会的な責任を果たすこと。
- (2) 本会会員の生命及び身体の安全を確保するとともに、事業活動の継続を図ること。

#### (定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「危機」とは、自然災害、感染症及び重大事故事件等の外部要因により、重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (2) 「危機管理」とは、危機による被害を回避又は最小限に抑制するために行う管理活動をいう。
- (3) 「危機対応」とは、危機発生時における本会の組織的対応をいう。

#### (基本方針)

**第3条** 本会における危機管理及び危機対応の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の未然防止に努める。
- (2) 生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 都道府県鍼灸師会等から必要な情報を収集する。
- (4) 対応可能な支援を行う。
- (5) 本会の財産の保護に努める。
- (6) 事業の継続又は速やかな再開に努める。

#### (ガイドラインの策定)

**第4条** 本会は、危機の原因別に危機管理及び危機対応に関するガイドラインを策定する。

2 ガイドラインには、次に掲げる事項を規定する。

- (1) 平時における対応その他の危機管理に関する事項
- (2) 危機対応に関する事項

- (3) 危機管理対策本部長の代行に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

## 第2章 平常時の対応

### (危機管理委員会の設置等)

**第5条** 危機管理に関する重要事項を検討するため、危機管理委員会を設置する。

- 2 危機管理委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 危機管理委員会は、理事及び危機管理委員をもって構成する。
  - (2) 委員長は、会長をもって充て、危機管理委員会の業務を統括する。副委員長は、副会長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長が不在の場合には、その職務を代行する。
  - (3) 危機管理委員会のメンバーは、会長が指名する者とする。
- 3 危機管理委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 想定される危機を洗い出し評価のうえ、優先すべき事項を明らかにする。
  - (2) 想定される危機への対応を検討する。
  - (3) ガイドラインの策定及び見直しを行い、役員に対して浸透させる。
  - (4) 役職員等への教育、訓練を実施する。
  - (5) その他、会長が必要と認める事項を実施する。

## 第3章 緊急事態の対応

### (危機管理対策本部の設置等)

**第6条** 危機が発生した場合又はその発生が予想される場合には、会長は必要に応じて危機管理対策本部を設置する。

- 2 危機管理対策本部は、招集後直ちに、出席可能な者により運営する。
- 3 危機管理対策本部の解散は、危機の状況に応じて会長が決定する。

### (危機管理対策本部の構成等)

**第7条** 危機管理対策本部の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長は、会長をもって充て、危機管理対策本部の業務を統括する。

- (2) 副本部長は、業務執行理事及び危機担当理事をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合にはその職務を代行する。
- (3) 危機管理対策本部のメンバーは、本会の理事、危機管理委員及び必要に応じて会長が指名した者で構成する。

**2 危機管理対策本部の業務は、次の各号の掲げるとおりとする。**

- (1) 情報収集及び分析を行い、危機対応を決定する。
- (2) 会員等に対して適切な情報を提供する。
- (3) 緊急連絡網による会員の安否確認を行う。
- (4) 関係団体及び機関との連絡調整を行う。
- (5) 必要に応じて市県民等への広報活動を実施する。
- (6) その他、会長が必要と認める事項を実施する。

**(委員、部会員への指示及び命令)**

**第8条** 危機管理対策本部は、危機対応に関して委員、部会員に指示及び命令することができる。

- 2** 危機管理対策本部から指示又は命令が出されたときは、委員、部会員は当該指示又は命令を最優先として行動しなければならない。

**(手続等に関する特例)**

**第9条** 特に緊急性が高い危機においては、法令に反しない範囲において、危機管理対策本部は本会規程等により、定められた所定の手続き等を省略することができる。

**(危機対応の記録)**

**第10条** 危機管理対策本部の危機管理委員は、危機対応の経過等を記録し、後日の分析及び評価等に活用する。

## 第4章 雑 則

**(緊急時連絡網の整備)**

**第11条** 危機管理対策委員会は、危機の発生に備えて最新の緊急時連絡網を整備し、役員等に対して周知徹底しなければならない。

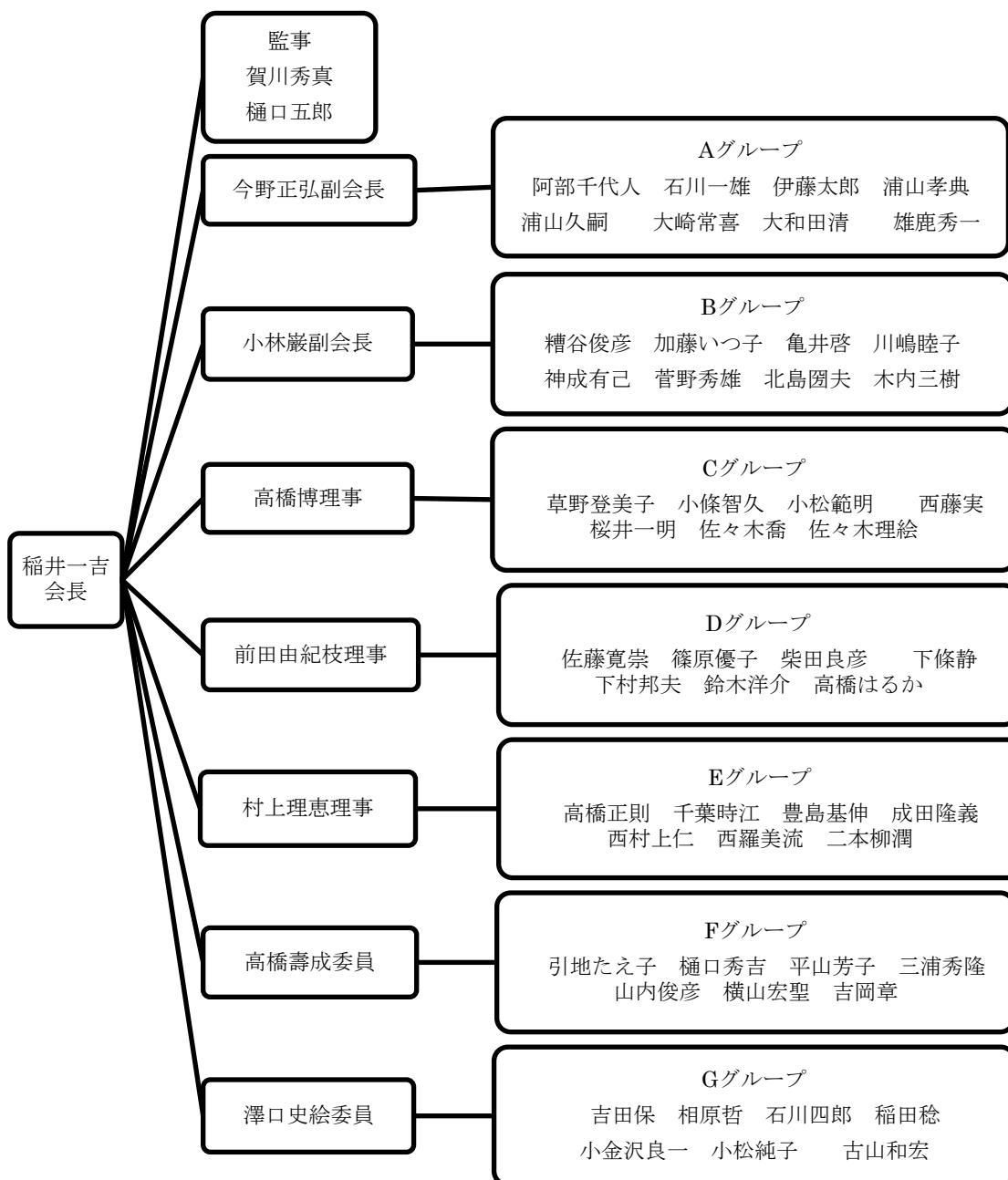
**(規程の変更)**

**第12条** この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

## 附 則

- 1 この基本規程は、令和3年11月14日から施行する。

## 緊急連絡網 令和3年12月現在





## 公益社団法人宮城県鍼灸師会 災害鍼灸支援ガイドライン

### 第1章 概要

#### 1 概要

公益社団法人宮城県鍼灸師会（以下「本会」という）は、本会活動地域に将来的に予想される災害に備え、その地域住民の生命や健康を守るために、会員が総力を挙げて医療支援活動やその他の支援活動を行う。

#### 2 目的

災害発生時は、宮城県及び日本鍼灸師会などと連携・協力して、災害の及ぼす健康被害を少なくするために、被災地域に対する支援活動を行うことを目的とする。

### 第2章 災害医療支援基本方針

災害発生直後の緊急医療支援には、各自治体などと連携を図り出動する。本会は、災害支援鍼灸師※1を派遣する。

その支援活動形態は、（災害鍼灸ボランティアとして本会の指示により活動するか、自己完結型※2を基本として活動するか）は、災害規模に応じてその都度決定する。

本会の要請で活動する場合、全国社会福祉協議会ボランティア活動保険に加入する。

#### ※1 「災害支援鍼灸師」とは

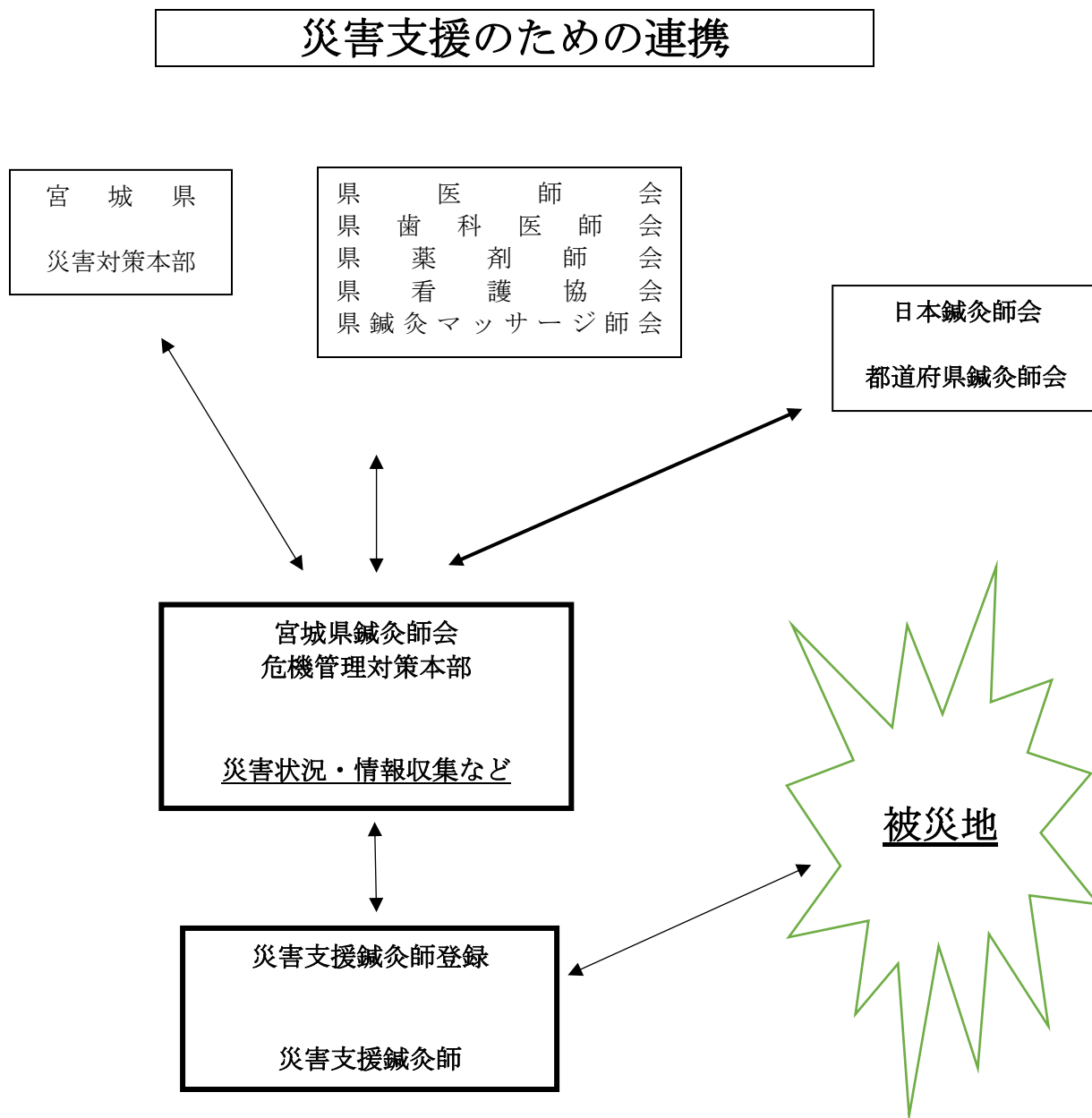
宮城県及び他都道府県が被災を受けた時、本会が支援を決定し、個人の意思で避難所並びに地域の緊急医療支援に派遣される鍼灸師のことをいう。

#### ※2 「自己完結型」とは

自主的に活動することを基本姿勢とし、個人レベルやチームにおいて支援活動の目的達成に必要な身支度や物資などを準備し、個人が責任を持って任務を遂行する。

### 第3章 災害支援のための連携

災害発生時は、多くの負傷者への医療及びその他の支援が緊急に必要となる。したがって、平時から災害支援のための連携を理解しておくことが重要である。



## 第4章 危機管理委員会の平常時活動

### 1 平常時活動

#### (1) 医療救護活動への協力体制づくり

災害時の対応には、多数の会員の協力が必要不可欠である。したがって、日頃から災害医療研修や地域防災訓練などへの参加を促し、災害支援鍼灸師の育成に努めるとともに、会員の意識高揚を図る。

また、日頃より、会員と災害医療支援に関する情報の伝達・交換を行い、「災害時における支援連携」や「災害支援鍼灸師の育成・登録・派遣」について周知を図る。地域の人々や関係者に対しては、本会の鍼灸師が災害発生時に支援できる内容を普及啓発しておく。

#### (2) 地域防災体制との連携

県市町村の防災組織や地域防災組織の現状を理解するため、県や市町村行政の防災担当者、医師会や薬剤師会、看護協会関係者、町内会の自主防災組織の防災対策担当者などの会合に出席をすることが望ましい。

#### (3) 平常時からの防災活動の推進

本会は、年1回程度の研修会を実施する。災害支援鍼灸師は、研修会や市町村などの災害訓練に参加することにより、地域における鍼灸師の役割を理解し、基礎知識・技術の習得に努める。また、専門職の役割を発揮するために、平時から多くの関係者と連携を図る。

#### (4) 会員の意識啓発

地域内の関係機関・団体との連携を持ち、鍼灸師の役割を認識し活動できるように、会員及び災害鍼灸師に防災訓練への参加を推奨する。

### 2 災害時対応

(1) 宮城県が災害宣言を発令した時点において、本会は、危機管理対策本部を設置する。その後、災害対策に関する指揮連絡は、すべて危機管理対策本部が行う。

(2) 危機管理対策本部は、各関係機関などの責任者と連絡・調整を行う。

(3) 危機管理対策本部は、宮城県災害対策本部の要請に対応して、災害支援鍼灸師の派遣準備・連絡網の確認・調整を図る。

(4) 危機管理委員会は、宮城県災害対策本部から派遣要請があった場合、原則として災害支援鍼灸師を派遣する。

(5) 県内での災害支援鍼灸師派遣が困難な場合には、すみやかに日本鍼灸師会に派遣を要請する。

(6) 市町村から危機管理対策本部に災害支援鍼灸師派遣要請があった場合、要請に応じた災害支援鍼灸師を派遣できるように努める。

(7) 本会から災害支援鍼灸師として派遣された場合は、活動終了後すみやかに災害支援活動報告書を、本会宛てに提出する。

## 第5章 災害鍼灸研修

### 1 研修目的

災害支援活動における鍼灸師の特殊性を理解するとともに専門的知識・技術を習得し、被災地域のために活動できる実践能力を習得し、他者との協働、自立的な活動の重要性を認識する。

### 2 災害鍼灸研修

災害支援鍼灸師に登録するものは、災害鍼灸研修を受講することが望ましい。

## 第6章 災害支援鍼灸師の申請等とその活動

災害医療支援活動には、鍼灸師間の中長期的な連携が大切である。そのための「災害支援鍼灸師」の育成を行う。

### 1 申請

#### (1) 対象

本会会員であること。

#### (2) 方法

本会の募集に応じて、個別に申請する。

### 2 登録・変更・辞退

(1) 危機管理対策本部は、災害支援鍼灸師の名簿を作成・管理する。

(2) 登録事項に変更が生じた場合は、災害支援鍼灸師登録変更届を提出する。

(3) 災害支援鍼灸師の登録を辞退する者は、災害支援鍼灸師辞退届を提出する。

(4) 非会員となったときには、資格を喪失する。

### 3 平常時の役割

#### (1) 自己研鑽

#### (2) 会員への意識啓発

### 4 災害時の役割

(1) 支援内容は、期間の経過に伴って被災地のニーズが変化して行くため、自分の目でニーズを把握し、どんな支援活動が必要かを決める。

(2) 他のボランティアと連携・調整を行いながら支援活動を行う。

(3) 活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所などの確認を行う。

(4) 活動日誌の記載及び、1日に1回は本会に安否確認を行う。

(5) 自身の心身の健康管理を行う。

(6) 後任者への引継ぎを行う。

## 第7章 災害医療に対する鍼灸医療支援体制

### 1 本県が被災地となった場合

#### (1) 情報収集

- a. 被害状況の把握
- b. 行政・その他関係機関等との連携
- c. 日本鍼灸師会との連携

#### (2) 危機管理対策本部の設置及び指揮

- a. 原則として本会事務所内に置く。ただし本会事務所が被災している場合には、代理施設を災害現地対策本部として設置する。
- b. 危機管理対策本部長は、事務所内の責任者を任命する。
- c. 危機管理対策本部は、宮城県及び日本鍼灸師会などと連携を図り、支援対策を立てる。

#### (3) 情報収集責任者の役割

本会理事と連携を図り、被災状況などの情報収集を行う。

- a. 通信連絡方法の確認
- b. 被災地に必要な災害支援鍼灸師の人数及び派遣期間の把握
- c. 被災地の必要物品の把握
- d. 被災状況や災害支援に関する記録を残す。

### 2 他県が被災地となった場合

#### (1) 情報収集・支援要請

- a. 情報収集・支援要請の確認
- b. 日本鍼灸師会からの情報収集

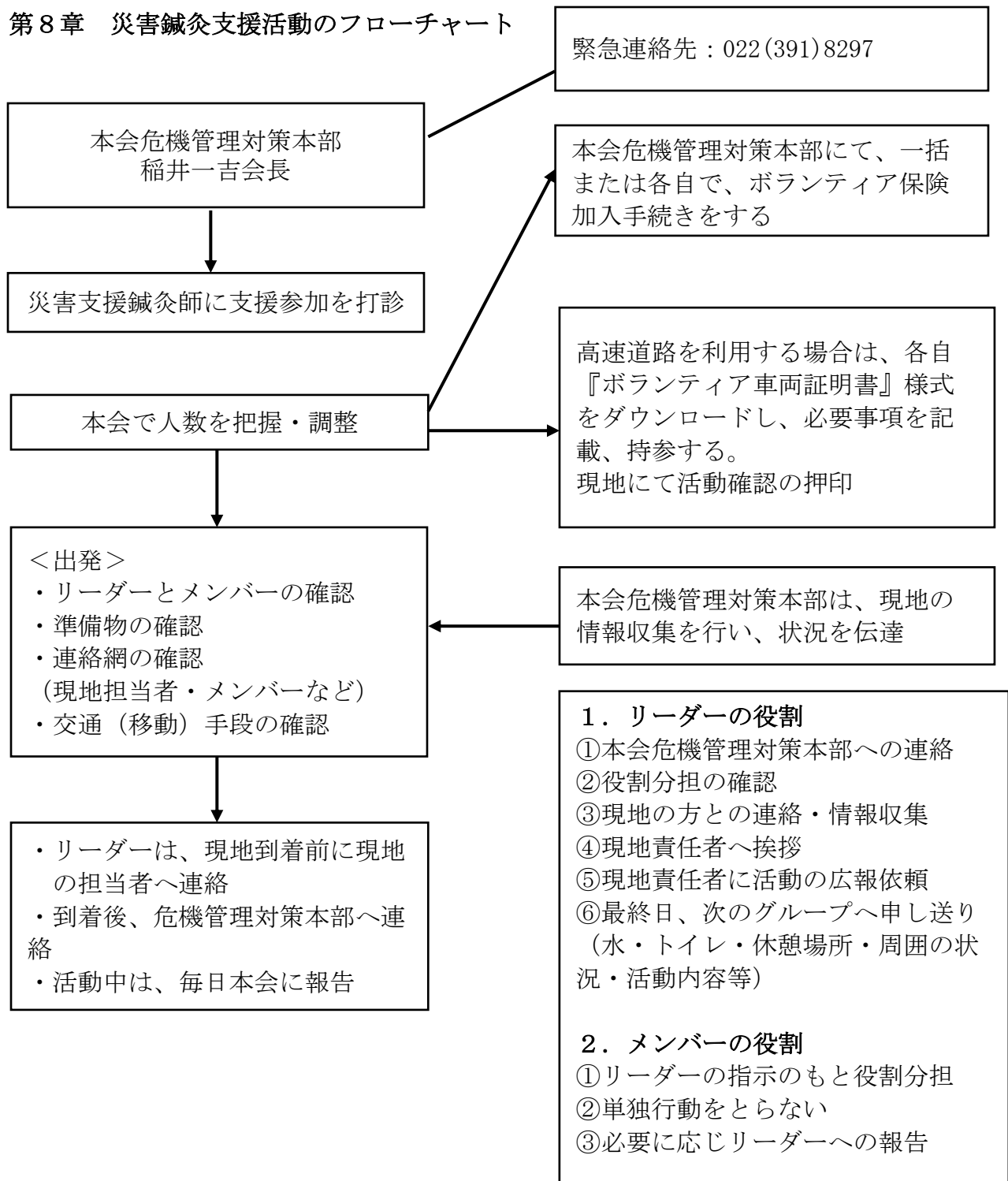
#### (2) 危機管理対策本部の設置及び指揮

- a. 危機管理対策本部長は、日本鍼灸師会の要請を受けて災害対策本部を設置し、支援体制を取る。
- b. 危機管理対策本部長は、要請に基づき災害支援鍼灸師の派遣及び支援を決定する。
- c. 事務所内での責任者を任命する。
- d. 本会内で連携を持ちながら災害支援鍼灸師が活動できるように役割を担う。

### 3 災害支援鍼灸師派遣に係る書類の提出

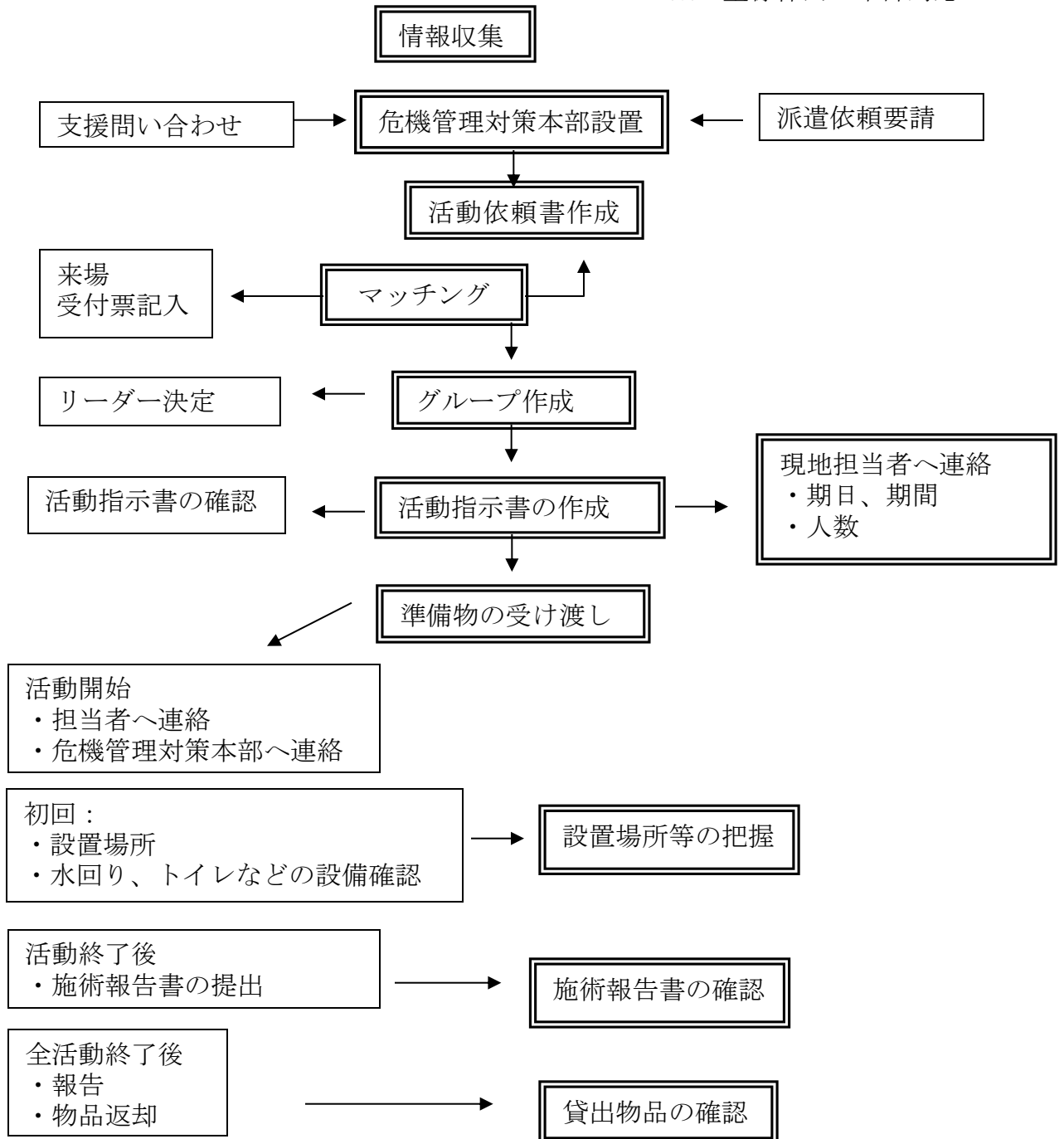
派遣前と後に、それぞれの所定様式（確認書・報告書）に記入し確認を取る。

## 第8章 災害鍼灸支援活動のフローチャート



第9章 災害鍼灸支援（ボランティア）活動受入のフローチャート

※二重線枠内 本部対応



## 第10章 災害鍼灸ボランティア活動の実際

### 1 持ち物

#### 各自で準備する物

- (1) 通常の施術用具（使い慣れた施術用具）
- (2) 名刺 活動場所の責任者や保健師などとの挨拶用
- (3) 現金…適当な額を持参。紛失や盗難などに備え肌身離さず気をつけること。
- (4) マスク…粉塵及び感染予防対策
- (5) 服装…白衣又は動きやすい服装  
靴は底の厚い物が安全。屋内の場合、内履きを持参のこと。
- (6) 軍手…物資の運搬、施術場所設営及び撤収時にあると安全
- (7) 弁当・飲料水
- (8) ウェストポーチ…貴重品などを自分で管理するためがあると便利
- (9) 健康保険証のコピー
- (10) 救急セット（医薬品）…応急絆創膏、常備薬及びビタミン剤など
- (11) 被災地及び周辺の地図…事前に被災地の道路及び鉄道などの交通情報を確認のうえ、携帯しやすいコンパクトなものを選んで持参すると便利
- (12) 宿泊を伴う場合…最低3日分程度の携帯食を準備。かさばらず、保存が効く物がベスト。宿舎の提供を受けられる場合やテントの用意がある場合には、シュラフが必要。洗面用具。携帯電話、携帯充電器、筆記用具、ノート、油性ペンなど。女性の場合は、防犯ブザーや催涙スプレーもあると安心

#### 本会で準備するもの

- (1) ビブス・横断幕（本会用）
- (2) 血圧計
- (3) 体温計
- (4) カルテ
- (5) 記録用紙
- (6) 文房具（ボールペン・油性マジックペン・カルテボード・ハサミ・クリップ・ホッチキス・コピー用紙・ガムテープ・ビニールテープなど）
- (7) 名札（宮鍼会の名前の入った名刺・ストラップ・名札シールなど）
- (8) 救急セット
- (8) 消毒用アルコール
- (9) 鍼
- (10) 施術用ベッド、パーテーション
- (11) リネン類（施術用バスタオル・フェイスタオル・手ぬぐい・タオルケット・毛布・枕・脱衣かごなど）
- (12) ゴミ袋
- (13) その他、灯油ストーブ（冬期）など



## 2 医療連携について

活動を開始する際は、必ずその避難所の責任者及び保健師をはじめ、他の医療職との名刺交換、挨拶を行うこと。

### (1) 保健師との連携

活動開始時に保健師と名刺交換、挨拶をする際、第14章の様式8「避難所・仮設住宅ご担当保健師の方へ」を手渡し、医療連携を取る意思を伝える。

※医療連携を取る理由

#### ①患者の訴えへの対応

患者の訴えの原因が生活環境にあった場合は住環境の調整、患者に高血圧などの持病があった場合はその後の観察など、保健師が対応可能となる。

#### ②患者の紹介

保健師から、患者が紹介されることがある。

#### ③施術時の事故対応

施術時に事故が発生した場合、速やかに医療機関へ連携することが可能となる。

#### ④医師との連携

担当医師とも相談しやすい環境の醸成となる。このことは施術者自身を守ることにもなる。

### (2) こころのケアチームとの連携

#### ①傾聴の大切さ

避難所での施術の場では、患者が人目を気にせず話す本音や気持ちを傾聴する。

#### ②対応に苦慮するケース

明らかな精神症状など対応に苦慮する場合、施術者が一人で抱え込まないこと。

#### ③担当保健師との相談

患者に最善の選択肢を提供するためにも、速やかな連携が求められる。こころのケアチームとの速やかな連携が求められるが、事前に担当保健師と相談すること。

### (3) 医師との連携

#### ①担当医師との環境作り

保健師との関係が適切に構築されることにより、担当医師と相談しやすい環境を作ることとなる。

#### ②相談可能なパートナーを持つこと

施術者自身を助けることとなり得る。

#### ③緊急の症状に出会った場合

一刻も早く医師へ紹介すること。

### (4) NPO との連携

#### ①有益な情報交換への可能性

より良い施術への足掛かりともなる。

### 3 ボランティア活動の参考に

#### (1) 鍼灸師とあん摩マッサージ師との連携

##### ①患者からの多様なニーズ

鍼灸又はあん摩マッサージとの柔軟な対応が、患者からの評価につながる。

##### ②受付の段階で鍼灸への誘導の必要性

あん摩マッサージを希望する患者が多いにもかかわらず、鍼灸師の比率が多い場合に必要である。

##### ③避難所内での情報収集

避難所の様々な問題点に気づいた際は、改善のために保健師へ報告すること。

##### ④現場職員への施術

多忙な現場職員のために、各々の担当場所で、椅子に座ったままにて施術する必要性もある。

#### (2) 学生ボランティア

##### ①学生ボランティアの役割

主に受付にて補助的な役割を担いつつ、血圧測定や記録などを行う。

##### ②学生ボランティアにとっての学習の場

経験豊かな施術者と組むことにより、あん摩マッサージの補助的な施術について、指示を受けながら担う場合もある。

#### (3) 地元の施術家への配慮

##### ①地元の施術家へと繋ぐ

避難所あるいは仮設住宅での患者は、地元の先生方の患者となることもある。紹介する際は、地元の施術家も被災者であるため、事前に安否確認などを取る配慮が必要である。

##### ②東洋医学・鍼灸あん摩マッサージへの啓蒙

鍼灸あるいはあん摩マッサージを初めて受けたという地元の方々が多いため。

##### ③健康管理への貢献活動

被災地の方々の健康管理への貢献活動の一環であると考ええる。

## 第11章 災害鍼灸ボランティア募集要項とボランティア保険

### 1 災害鍼灸ボランティア募集要項

災害発生時に、本会より被災者の自立を支援するために災害鍼灸ボランティアの募集があった場合、災害鍼灸ボランティアの応募者は、『災害鍼灸ボランティア活動受付票』（様式1-1）に内容を記入し、メールあるいはFAXにて応募する。被災した各都道府県鍼灸師会でとりまとめる場合も、同様に各自にて手配する。  
 ※食費・交通費・宿泊費などはボランティア本人の自己負担が原則（自己完結）  
 ※記載の氏名・住所などの個人情報については、申請の目的以外に使用しない。  
 ※応募前に、必要に応じて交通手段や宿泊先の目処を付けておくこと。

ただし、全く宿泊施設の無いところもあり、日程及び車などでの移動など含め、体調管理には十分に留意すること。

携帯電話番号及び（携帯電話の）メールアドレスは、現地で連絡に必須のため、必ず事前に登録を済ませておくこと。

また、緊急時の連絡先なども登録が望ましい。

PC アドレスは、専用 ML での情報確認に必要。いずれも事前登録を忘れずに。

## 2 ボランティア保険について

はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師のように、専門技術で活動する場合は、地元社会福祉協議会で加入するボランティア保険の内容で全てをカバーすることはできない。県外からの参加希望者は、所属する師会の保険に加入しているか事前に確認をすること。

被災地での施術上の事故などは、本業としての賠償責任保険により補償される。一方で、はり・きゅう・あん摩マッサージ活動以外の部分（天災危険補償特約等）は、ボランティア保険が適応される。

- ・はり・きゅう・あん摩マッサージボランティア活動 → 各自にて加入している通常の賠償責任保険が適用される。

- ・上記以外の現地での活動 → 現地ボランティアセンターで加入するボランティア保険が適用される。

これらの二つの保険で、はり・きゅう・あん摩マッサージボランティアの活動はカバーされる。

どちらにも加入するように、自己責任において留意すること。

詳細並びに不明点は、各自が加入している保険会社へ事前に問い合わせしておく。

なお、その他の事故などは、当鍼灸師会では責任を負いかねるため、各自にて、自己責任のもとで現地入りをすること。

## 第12章 申込から活動終了までの流れ

### 1 メール・FAX による応募

状況が随時変化するため、各自、事前に当ホームページにて確認のうえ、募集要項に沿って応募すること。

### 2 本会事務所から登録内容の確認

活動希望日及び活動希望地を、基本的にメールなどで連絡をする。

### 3 活動期間・活動場所の確定

ボランティア活動に関する連絡用として、登録時にパソコンあるいは携帯電話のメールアドレスを事前に登録しておくこと。

#### 4 交通手段の確保

- (1) 交通情報：JR 東日本 <http://www.jreast.co.jp/>  
 (2) 宮城県防災情報ポータルサイト：  
<http://www.miyagi-bousai.secure.force.com/>

#### 5 現地担当者との連絡（現地入り前日）

活動にあたり到着時間及び活動当日の状況など、事前に連絡して確認しておくこと。

※不要不急の問い合わせなどは、極力控えるようにすること。

※ビブス（貸出し）は活動人数分、本会事務所より、活動者（グループの場合は代表者）へ届けるようにすること。

#### 6 現地入り

宿泊地又は野营地、駐車場などを確認しておくこと。

#### 7 ボランティア登録

到着時、現地災害対策本部・ボランティアセンターにて登録を行う。

##### ※ボランティア保険：

ボランティア保険は、ボランティア自身が加入する。

被災地の事務負担を減らすためにも、自宅最寄りの社会福祉協議会又はインターネットで加入する。

加入プラン	保険料
基本プラン	350 円
天災・地震補償プラン	500 円

※インターネットで加入可能は、大規模災害特例が適用された場合のみ。

#### 8 ボランティア活動を開始

(1) 会場責任者又は担当者に、鍼灸ボランティア日程の広報を事前に依頼する。事前に予約も取れるとスムーズに開始できる。

(2) 活動開始の挨拶の際に、事前に活動しているチームがある場合には、申し送り事項などを確認して、合流することになる。

(3) 本会からの派遣以外に、他の業種がボランティア参加していることもあるため、現地では互いに協力し合って被災地支援に協力をする。

#### 9 活動上の注意

大規模災害では、現地の復旧状況が刻々と変化するため、正確な状況の把握が困難であることを十分に理解すること。

- ① 活動では、依頼者の気持ちを尊重し、言動には細心の注意を払うこと。
- ② 活動中に知り得た情報や写真などを、絶対に SNS 等にて発信しないこと。
- ③ 危険あるいは自分の手に負えない場合は、現場の責任者に判断を仰ぐこと。

- ④ 食事は、各自ボランティア自身で用意すること。
- ⑤ 依頼者から謝礼（現金、商品券等）を絶対に受け取らないこと。  
休憩時のお茶やお菓子程度は、特に問題はない。
- ⑥ 個人的に発生したゴミは、各自で持ち帰ること。
- ⑦ 活動時間は超過しないように、余裕を持って臨む。

## 10 カルテへの記録【重要】

- (1) 患者の話から得られた情報
- (2) 身体診察・検査から得られた客観的な記録（検査所見など）
- (3) 評価。(1)と(2)から考えられる全体像
- (4) 施術方針・内容、生活指導の順で記載
- (5) 施術終了後、片づけ、掃除。引き継ぐ人のために、カルテもわかりやすい場所へ保管
- (6) 当日施術した全員分の記録（カルテと別紙の報告用紙）を、担当保健師・部署へ連絡  
あん摩マッサージの場合、血圧データの異常値や気付いた点、訴えのあった内容を、口頭で報告しても構わない。  
鍼灸師も、保健師と相談のうえ、報告は口頭でも了解を得る場合もある。

## 11 ボランティア活動終了

- (1) カルテの提出
- (2) ビブスの返却
- (3) 終了時、災害対策本部・ボランティアセンター・避難所自治会などへ終了の挨拶を行う。(引き継ぎが確認出来ている場合、現地情報の伝達)  
※ビブスは貸出しであり、次の活動者のために必ず返却すること。

## 12 帰宅

## 13 ボランティア活動報告

- (1) 活動地までの交通状況報告（交通手段・交通ダイヤ・通行止め・道路状況など）
- (2) 活動地のインフラ状況報告（電気・ガス・水道・通信・医療・商店などの復旧状況）
- (3) 施術内容の報告（問診票・カルテ）
- (4) 参加した感想など。

※提出・返却先：公益社団法人宮城県鍼灸師会事務所  
〒 989-3122  
宮城県仙台市青葉区栗生四丁目15番10号  
電話：022（391）8297

## 第13章 災害鍼灸ボランティア活動受付票など各様式

(様式1-1)

## 災害鍼灸ボランティア活動受付票 (個人用)

※ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

受付年月日	年 月 日 ( )	
<input type="checkbox"/> 初めての受付・	( ) 回目	ボランティア証明書: <input type="checkbox"/> 要・ <input type="checkbox"/> 不要
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		S・H・R 年 月 日 ( 歳)
住 所 〒		
電話番号	( )	
メールアドレス:		
希望活動日:	年 月 日～	年 月 日 希望場所:

## ■資格免許

<input type="checkbox"/> はり師	<input type="checkbox"/> きゅう師	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師	<input type="checkbox"/> その他
( )			
所属師会名:			

## ■保険

賠償保険	<input type="checkbox"/> 未加入	<input type="checkbox"/> 既に加入している
ボランティア活動保険	<input type="checkbox"/> 今から加入	<input type="checkbox"/> 既に加入している→ 加入プラン 天災 A 天災 B
加入場所:	( )	社会福祉協議会

※これより下には何も記入しないで下さい。

受付日	年 月 日	受付担当	連絡日	月 日

(様式1-2)

## 災害鍼灸ボランティア活動受付票 (団体)

年 月 日 ( )

受付担当者

※保険未加入者には活動の紹介ができません。

団体名		代表者氏名
連絡先住所		
電話番号		
男性	名 (ボランティア保険加入 名)	鍼灸のボランティア活動における事故などは、賠償責任保険での補償となります。
女性	名 (ボランティア保険加入 名)	
合計	名	

以下の名簿は、団体作成の名簿添付（ボランティア保険の加入状況をご記入下さい）でも可。  
ボランティア証明書の発行を希望される方は、番号に○をつけてください。

	氏 名	V保険加入	住 所	連絡先
1		済・未		
2		済・未		
3		済・未		
4		済・未		
5		済・未		
6		済・未		
7		済・未		
8		済・未		
9		済・未		
10		済・未		

(様式2)

## 災害鍼灸ボランティア活動依頼受付票

受付番号
受付日時 年 月 日 ( ) 時 分
受付担当者

依頼者および団体名
団体の場合、担当者名： 連絡先：
活動場所：  住所： 規模： 人数：
交通手段 最寄道路は 自動車を通れる・通れない・その他 ( )
期間： <input type="checkbox"/> 1回のみ <input type="checkbox"/> 連日 ( 日から 日) <input type="checkbox"/> 期日指定 ( 月 日)
状況： <input type="checkbox"/> 水道の使用 <input type="checkbox"/> 電気の使用 <input type="checkbox"/> トイレの使用 <input type="checkbox"/> 駐車場スペース その他 ( )
特記事項、備考

--



(様式3)

初回・継続

## 災害鍼灸ボランティア活動指示書兼報告書

受付番号

①活動日	年 月 日 ( )
②活動場所	住所  規模 (小・中・大 : ) 環境 (室内・屋外・ )
③依頼内容	
④持参するもの	<input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/>
⑤活動場所にあるもの	
⑥備考	

グループ参加者氏名 (グループリーダーに○をつける)

計 名

活動時間： 時 分 ～ 時 分

その他、困ったこと、問題点や意見、気付いたことなどご記入ください。

怪我や具合の悪くなった者 なし・あり (氏名： )  
(状態： )  
途中帰宅者 なし・あり (氏名： )

※活動が終了したら、記入し、お渡してください。活動しきれなかった内容も伝えてください。



(様式5)

## 災害鍼灸ボランティア施術報告書

受付番号	—
年	月 日

	氏名	年齢	主訴	血圧	備考・施術者名
				脈拍	
1	様			/	
				/分	
2	様				
3	様				
4	様				
5	様				
6	様				
7	様				
8	様				
9	様				
10	様				

※リーダーの方は、記載後、カルテの一番上にして、提出してください。

(様式6)

## 災害鍼灸ボランティア活動報告書

報告日 年 月 日 ( )

報告者氏名

項 目	内 容
活動主体 (師会名)	
活動日	
活動場所	
受入窓口 (地方自治体・社協等)	
参加者氏名	
被施術者数	
活動場所の状況 (交通手段・物資の状況・施術内容等)  その他、困ったこと、問題点や意見、 気付いたことなどご記入ください。	

※ 活動後、必ず提出をお願いします。

(様式7)

災害鍼灸ボランティア活動証明書	
	年 月 日
住 所	_____
氏 名	_____
	公益社団法人宮城県鍼灸師会
<p>上記の者は、宮城県鍼灸師会ボランティアセンターで受け入れたボランティアとして下記のとおり活動したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 災害名	
2 活動地域・場所	宮城県被災地域
3 活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 活動内容	公益社団法人宮城県鍼灸師会の依頼における被災者支援活動

(様式8)

## ＜避難所・仮設住宅ご担当保健師の方へ＞

こちらで活動させていただきます、鍼灸師及び鍼灸マッサージ師です。私たちは、施術により、被災者の方々の心身の疲労を軽減するとともに、健康管理へも寄与するため、以下のようにご協力をさせていただきます。

### 1. 血圧・体温などバイタル・データの報告

施術を希望される患者様のバイタル測定を行い、異常値がある場合には、ご報告させていただきます。

検温も行い、発熱の疑いがあるときは、ご報告させていただきます。

### 2. 主訴の報告

施術を希望された患者様が、どのような心身の不調を訴えたのか、ご報告させていただきます。

### 3. 生活環境の報告

生活環境に関して、施術中に患者様から伺いましたご要望や改善希望点などを、ご報告させていただきます。

### 4. こころのケアの報告

施術中に、患者様がお話された悩みなどが専門的に対処すべき内容（強い不安感、ひどい不眠、体重減少など）であった場合、ご報告させていただきます。

### 5. その他

保健師の方々からのご要望がございましたら、何なりとお申し付けください。情報収集など、ご協力させていただきます。また、その他、施術活動中に気付いたことなどをご報告していただけましたら幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和      年      月      日

公益社団法人宮城県鍼灸師会 危機管理対策本部  
〒989-3122 仙台市青葉区栗生四丁目15番10号  
代表 稲井 一吉

第14章 【初診】災害鍼灸ボランティア施術記録  
【再診】災害鍼灸ボランティア施術経過記録

会場名（場所）

部 署（所属）

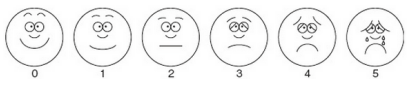
他の医療職/健康管理担当者への情報提供

【同意】 有・無

氏名頭文字

## 【初診】 災害鍼灸ボランティア施術記録

年 月 日（曜日）

フリガナ 氏 名 様	性別 男 女	生年月日 T・S・H・R 年 月 日（ 歳）	鍼灸マッサージ経験 鍼:有・無 マ:有・無 灸:有・無
[主訴（困っていること）] 1. いつから（災害の前・後） 2. どこが 3. どのように 4. どの程度 5. 発症状況 6. どんな時につらいか どんな時に楽か 7. その他の症状			
[問診項目]		睡眠	便秘
		食欲	体重の変化
[バイタル]		血圧 / mmHg	脈拍 /分
		呼吸数	体温 ℃
[身体診察/治療内容/効果]  <div style="text-align: right;">鍼・灸・マ 施術者：</div>			
[引継事項（既往歴、家族歴、服薬、受診状況、生活、心理等）] 施術者は順次追加記入してください			

公益社団法人宮城県鍼灸師会



## 【再診】 災害鍼灸ボランティア施術経過記録

患者氏名: \_\_\_\_\_ 様

年 月 日 ( 曜日) <b>【バイタル】</b> 血圧:    /    mmHg 脈拍:    /分 呼吸数:    体温:    °C <b>【問診項目】</b> 睡眠:    便通:    食欲: <b>【主訴・随伴症状】</b> <b>【身体診察・治療内容・効果】</b>  <div style="text-align: right;">鍼・灸・マ</div>  <div style="text-align: right;">施術者: _____</div>
年 月 日 ( 曜日) <b>【バイタル】</b> 血圧:    /    mmHg 脈拍:    /分 呼吸数:    体温:    °C <b>【問診項目】</b> 睡眠:    便通:    食欲: <b>【主訴・随伴症状】</b> <b>【身体診察・治療内容・効果】</b>  <div style="text-align: right;">鍼・灸・マ</div>  <div style="text-align: right;">施術者: _____</div>
年 月 日 ( 曜日) <b>【バイタル】</b> 血圧:    /    mmHg 脈拍:    /分 呼吸数:    体温:    °C <b>【問診項目】</b> 睡眠:    便通:    食欲: <b>【主訴・随伴症状】</b> <b>【身体診察・治療内容・効果】</b>  <div style="text-align: right;">鍼・灸・マ</div>  <div style="text-align: right;">施術者: _____</div>
年 月 日 ( 曜日) <b>【バイタル】</b> 血圧:    /    mmHg 脈拍:    /分 呼吸数:    体温:    °C <b>【問診項目】</b> 睡眠:    便通:    食欲: <b>【主訴・随伴症状】</b> <b>【身体診察・治療内容・効果】</b>  <div style="text-align: right;">鍼・灸・マ</div>  <div style="text-align: right;">施術者: _____</div>

公益社団法人宮城県鍼灸師会